



第3期

有田川町子ども・子育て支援事業計画

概要版



令和7年3月
有田川町

計画策定の背景と趣旨

国では令和5年度より「こども家庭庁」の設置や「こども基本法」の施行、「こども大綱」の閣議決定など、全ての子どもが幸せな生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現をめざす方向性が示されました。また、子ども本人だけでなく、子どもを育てる家庭への支援の拡充や体制強化が進められています。

本町においては、令和2年に「第2期有田川町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育てに関する取り組みを総合的に推進してきました。

近年の社会潮流や本町の子ども・子育てを取り巻く現状、計画の進捗状況を確認・検証し、子ども・子育て支援施策をより一層促進することを目的に、「第3期有田川町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間とします。また、計画期間中であっても、社会情勢や子育て家庭のニーズの変化、本町の人口や社会環境の変化などがあった場合は、実情に応じて適宜見直しを行います。



計画の基本理念

本計画の基本理念を「子育てに地域みんなで取り組み、子どもが未来に輝くまち 有田川町」とします。子どもの最善の利益が保証される「こどもまんなか社会」の実現をめざし、教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業などの提供に取り組むとともに、地域と連携し、「子どもが未来に輝くまち」の実現に向けて、子どもや子育て世帯を支える体制の充実を図ります。

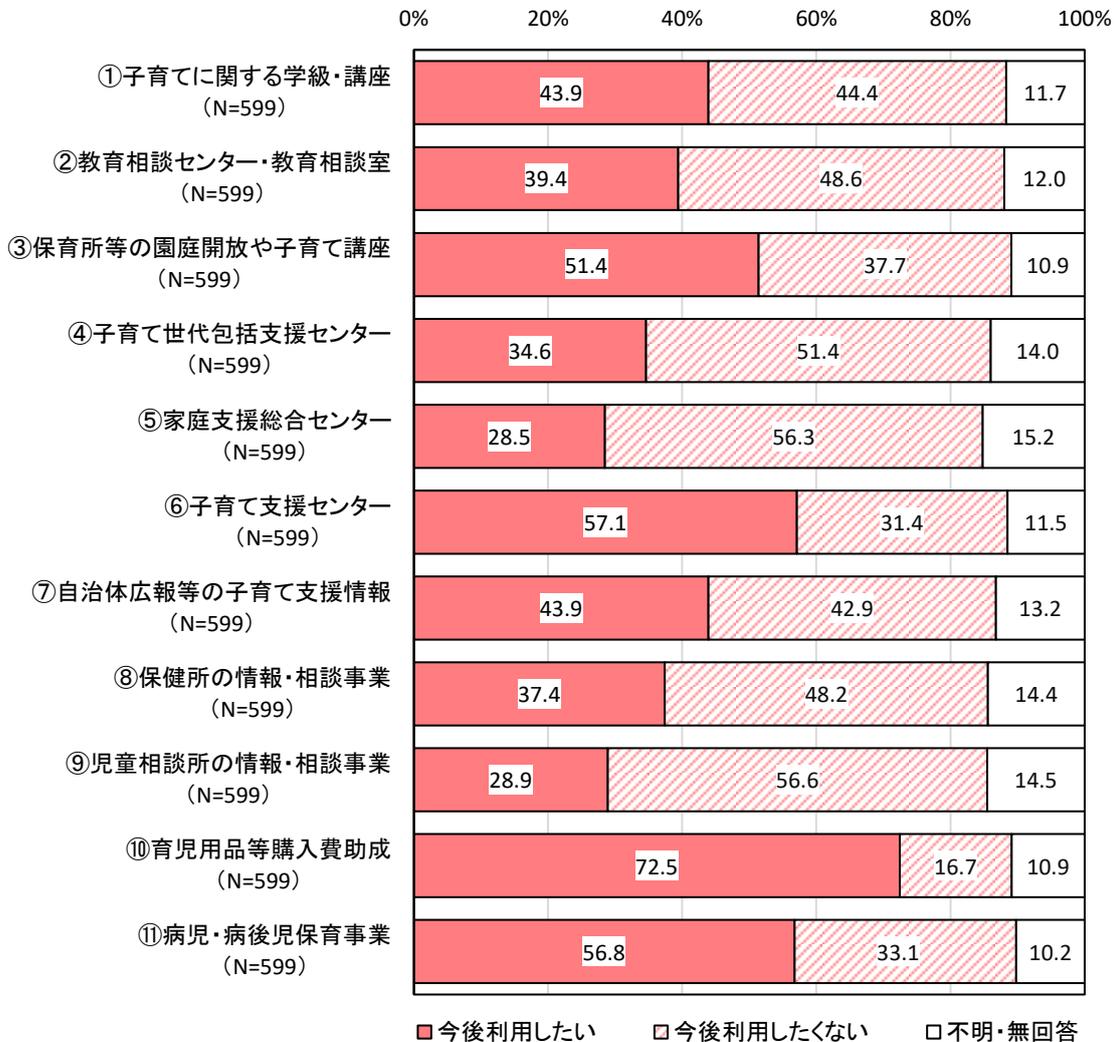
子育てに地域みんなで取り組み、子どもが未来に輝くまち
有田川町



住民の意向（ニーズ調査結果より）

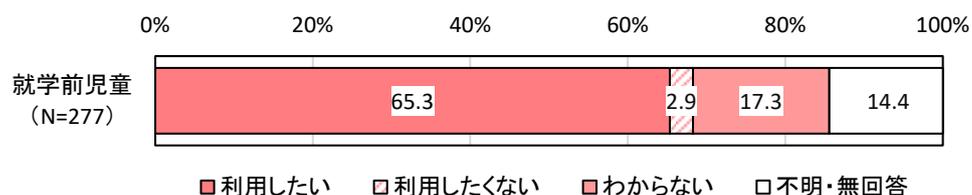
■子育て支援事業の利用意向（就学前児童）〈単数回答〉

子育て支援事業の利用意向についてみると、「今後利用したい」は「⑩育児用品等購入費助成」で72.5%と最も高く、次いで「⑥子育て支援センター」で57.1%となっています。



■こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の利用希望（お子さんが令和5年4月1日時点で3歳未満の方）〈単数回答〉

本計画より新たに実施される「こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)」の利用希望についてみると、「利用したい」が65.3%と最も高く、次いで「わからない」が17.3%となっています。



計画の基本目標

基本理念の実現に向けて、三つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

1 子どもがのびのびと健やかに育つまち

2 心豊かな子どもを育むため、地域社会で見守るやさしいまち

3 親が安心、安全に子どもを生み、育てられるまち

基本目標と基本施策

1 子どもがのびのびと健やかに育つまち



①地域子育て支援サービスの充実

子育て相談、情報提供体制の充実／放課後子ども教室／放課後児童健全育成事業／保育士の資質向上／親子関係形成支援事業

相談、情報提供体制などの充実により、多様化する子育てニーズに対応し、地域子育て支援サービスのさらなる拡充、保育・教育環境の充実に努めます。

②母子の健康保持・増進

母子健康手帳の交付／妊婦教室／健康相談／乳幼児健康診査／食育推進事業／妊婦等包括相談支援事業

子どもが誕生し健やかに成長していくためには、母子の健康保持、小児医療の充実が重要です。そのため、安全で快適に妊娠から出産期を過ごすことのできる環境づくりに努めます。

③小児医療の充実

産科・小児医療の充実／小児医療救急体制の充実／子ども医療費助成の充実／乳幼児医療費の助成

子どもの健康管理のため、経済的な負担の軽減とともに、広域圏を含めた緊急医療体制のネットワークを強化し、安心して出産、子育てができる体制づくりに取り組みます。

④保育サービスの充実

延長保育事業／休日保育事業／一時預かり事業／病児・病後児保育事業／子育て短期支援事業／保育体制(保育所)の整備／保育の質の向上／こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)の実施

保育サービスについては、近年は統計データやアンケート調査などからみて母親の就労意識が高まっていることから、延長保育や一時預かりなど多様な保育サービスのさらなる充実に努めます。

2 心豊かな子どもを育むため、地域社会で見守るやさしいまち



①地域ネットワークの確立

児童のふれあい・交流の促進／地域における見守りの強化

保護者間の交流や、地域ボランティアの育成・活動支援を進め、地域コミュニティの拡充・醸成を進めます。

②共働き・共育ての推進

男女共同参画の推進／父親の育児参加の啓発

男女共同参画の視点から、子育てにおいても男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めます。

③企業の支援体制整備の啓発

育児休業制度の定着・啓発

ワーク・ライフ・バランスの啓発や、育児休業制度などの導入・活用の促進、労働時間などの改善を事業主へ要請します。

3 親が安心、安全に子どもを生み、育てられるまち



①次代の親を育てる環境づくり

子育て支援関連情報のPR／体験学習と交流の推進／人権啓発・人権相談／要保護児童対策地域協議会の充実など

次代の親となる児童・生徒に対して、子どもを生み育てる喜びを教え、心豊かにたくましく生きる力を育むような取り組みを進めます。

②生活環境の整備・充実

公共施設におけるバリアフリー化の推進／読書の推進／各種スポーツ教室の実施／防災教育の推進／交通安全意識の高揚など

子どもや子ども連れ、ベビーカーなどにも配慮した生活環境の整備を図り、人にやさしいまちづくりを推進します。

③ひとり親家庭の自立支援

ひとり親相談事業／児童扶養手当／ひとり親家庭日常生活支援事業／母子家庭自立支援給付金／ひとり親家庭医療費助成など

ひとり親家庭に対して、自立のための支援として、相談体制、日常生活の支援、経済的な支援などの充実に努めます。

④子どもの貧困対策の充実

生活困窮者自立支援事業／生活保護制度における教育扶助／就学援助費給付／ヤングケアラーに対する支援など

貧困の状況にある世帯の経済的支援、保護者や子どもの生活支援や就労支援、子どもの教育や学習支援を推進します。

⑤要支援家庭への支援の充実

保育料減免制度(ひとり親・在宅障害児)／特別児童扶養手当／障害児保育事業／児童発達支援／放課後等デイサービスなど

障がいのある子どもが地域で保育・教育が受けられるよう、関係機関との連携強化、特別児童扶養手当などにより、家庭における経済的負担の軽減を図ります。

第3期計画の量の見込みと確保方策

延長保育や一時保育、その他の事業などについて、将来必要となる利用人数を見込むことを「量の見込み」といいます。「教育・保育事業」と「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みを算出し、見込みに基づいた供給体制の確保方策を掲げます。

(1) 教育・保育の量の見込み

■認定区分と利用施設

幼児教育・保育を受ける場合、国の定める客観的な基準に基づいた認定を受ける必要があります。認定区分は、子ども自身や家庭、施設の受け入れ状況を踏まえ、次の3区分となっています。

- ・ 1号認定 対象：3～5歳の教育のみを必要とする子ども／提供施設は幼稚園、認定こども園
- ・ 2号認定 対象：3～5歳の保育を必要とする子ども／提供施設は保育所、認定こども園
- ・ 3号認定 対象：0～2歳の保育を必要とする子ども／提供施設は保育所、認定こども園、地域型保育事業所

■教育・保育の量の見込み

(単位:人)

認定区分	実績	量の見込み				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定	93	95	94	88	90	88
2号認定	481	496	489	458	468	457
3号認定	221	244	246	246	246	246
0歳	23	34	35	35	35	35
1歳	94	89	90	90	90	90
2歳	104	121	121	121	121	121

確保方策：1号認定については、今後も広域的な利用も視野に入れ、出生率と人口の偏りを考慮し、ニーズに対応していきます。2号認定・3号認定については、保育を利用したいという潜在的な希望を考慮し、ニーズに対応していきます。幼児教育・保育の無償化に伴う子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保と、保護者の経済的負担の軽減や利便性などを勘案し、給付を行います。

■こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）

(単位:人)

区分	量の見込み				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳6か月児	—	8	8	8	8
1歳児	—	5	5	5	5
2歳児	—	4	4	4	4

※令和7年度のみ地域子ども・子育て支援事業として実施

※0歳6か月から3歳未満の未就園児から必要定員数を算出式により算出

確保方策：本計画より新たに実施される事業です。受け入れ園については、地域の保育需要などを見定め、実施できるよう整備します。また、確保方策に対応できるよう保育士の確保に努めます。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

■地域子ども・子育て支援事業

区分	単位	実績					
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延長保育事業	人	440	480	480	480	480	480
放課後児童健全育成事業	1年生	73	85	86	92	74	83
	2年生	86	75	84	85	91	73
	3年生	80	84	66	73	74	79
	4年生	70	57	59	47	52	52
	5年生	45	43	38	39	31	34
	6年生	21	19	22	19	20	16
子育て短期支援事業	人	30	30	29	28	28	27
地域子育て支援拠点事業	人	13,900	14,138	13,847	13,794	13,609	13,423
一時預かり事業	人	1,350	1,237	1,216	1,173	1,179	1,156
病児・病後児保育事業	人	650	672	662	642	630	615
ファミリー・サポート・センター事業	人	—	—	—	—	—	—
妊婦健康診査事業	人	180	178	176	173	171	170
乳児家庭全戸訪問事業	人	170	170	168	166	163	161
養育支援訪問事業	人	0	0	0	0	0	0
利用者支援事業	か所	1	1	1	1	1	1
子育て世帯訪問支援事業	人日	—	129	128	127	124	123
児童育成支援拠点事業	人	—	66	65	65	63	63
親子関係形成支援事業	人	—	87	86	85	83	83
妊婦等包括相談支援事業	回	—	672	664	653	641	638
産後ケア事業	人日	—	94	93	92	90	89

確保方策：それぞれの事業について、十分な量を確保するため、施設の充実や運営方法の工夫、事業を支える人材の確保、近隣市町との連携などに努め、今後の動向を見定めながら、ニーズに対応できるよう事業を実施していきます。また、研修などを通じて事業を行う人材の意識や能力の向上に努め、事業の質の向上を図ります。

計画の推進に向けて

本計画の推進にあたっては、地域内でのきめ細かな取り組みが必要とされ、そのためにも本計画について住民へ広く周知するとともに、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)のサイクル(PDCA サイクル)の確立によって、各年度において計画の実施状況を把握し、その結果をその後の取り組みの改善や充実に反映させていくことが重要です。

子ども・子育てに関する主な相談窓口

内容	名称	相談日・時間など	電話
救急	子ども救急相談ダイヤル	月～金 19:00～翌 9:00 土日祝日、年末年始 9:00～翌 9:00	#8000 073-431-8000
人権	人権ホットライン [(公財)和歌山人権啓発センター内]	月～金(年末年始、祝日除く) 9:00～16:00	073-421-7830
虐待	児童相談所全国共通ダイヤル 189	24 時間 365 日対応	189
子ども	少年サポートセンター ヤングテレホン・いじめ 110 番 [和歌山県警察本部少年課]	月～金 9:00～17:45 (夜間・土日祝は当直対応)	073-425-7867
	子ども・女性・障害者相談センター	月～金(年末年始、祝日除く) 9:00～17:45	073-445-5312
	児童相談所 相談専用ダイヤル (子どもと家庭のことに関する相談)	24 時間 365 日対応	0120-189-783
	子どもの人権 110 番	月～金(年末年始、祝日除く) 8:30～17:15	0120-007-110
	有田川町子育て支援センター	月～金(年末年始、祝日除く) 8:30～17:15	0737-52-5474
	有田川町少年センター	月～金(年末年始、祝日除く) 8:30～17:15	0737-52-8744
	有田川町役場	月～金(年末年始、祝日除く) 8:30～17:15	0737-52-2111

小学校	住所	電話
藤並小学校	天満 439-1	0737-52-2069
田殿小学校	井口 47-1	0737-52-2026
御霊小学校	庄 30-1	0737-52-3649
石垣小学校	吉原 792-1	0737-32-2643
鳥屋城小学校	金屋 647	0737-32-2202
小川小学校	小川 610	0737-32-2707
八幡小学校	清水 274-1	0737-25-0015

認定こども園	住所	電話
藤並こども園	土生 42-1	0737-52-5369
きび森のこども園	庄 814-1	0737-22-3580
金屋第一こども園	中井原 171	0737-32-3784
金屋第二こども園	小川 811-1	0737-32-5055
金屋第三こども園	吉原 805-1	0737-32-2682
清水こども園	清水 1675	0737-25-0074

中学校	住所	電話
吉備中学校	下津野 1223-1	0737-52-2059
石垣中学校	吉原 1604	0737-32-2692
金屋中学校	中井原 252	0737-32-3171
八幡中学校	清水 430-1	0737-25-1125

保育所	住所	電話
コスモス保育園	徳田 1080-3	0737-52-3011

第3期有田川町子ども・子育て支援事業計画【概要版】

令和7年3月

発行:有田川町 こども教育課

〒643-0153 和歌山県有田郡有田川町大字中井原 136-2

電話:0737-22-4512 FAX:0737-32-4827